

2021年9月24日

一般社団法人日本パラ水泳連盟公認水泳指導員  
【中級資格取得のための実践レポート検定】について

一般社団法人日本パラ水泳連盟

- 1.目的 中級障がい者指導員は当連盟の障がい者水泳指導者資格制度(2019年度改定)に基づく、初級指導員に次ぐ上位資格である。初級研修時に学んだ知識をもとに、指導計画、実践、評価の流れを通じて更に多種多様な障がいのあるスイマーに指導が行えるようケースワークを習得する。中級資格を取得することで、多様な障害の指導に対応できる理論的な構築が図れるとともに、当連盟の選手発掘育成事業へ参加（自己研修を含める）など活躍の場も広がる。
- 2.主催 一般社団法人日本パラ水泳連盟
- 3.申請期間 2021年10月10日（日）締切
- 5.対象 初級資格を保有していること（指導者登録証 2021年4月1日～2024年3月31日までの有効期限対象）
- 6.検定料 検定料15,000円
- 8.申込み [jpsf-kensyu@paraswim.jp](mailto:jpsf-kensyu@paraswim.jp) 宛てにレポート検定受講希望の旨をメール連絡すること。検定資格を確認後、可否をメールにて返信する。[jpsf-kensyu@paraswim.jp](mailto:jpsf-kensyu@paraswim.jp) と送受信できるアドレスを使用すること。検定可の場合は早急に受講料振込等の手続きを行うこと。
- 9.提出課題 パラスイマー2名分（肢体不自由または視覚障害のうち障害が異なる2ケース）の指導実践レポートを提出すること。指導時期は直近2年以内とする。レポートの構成は初級指導者講習会の指導計画のポイント(資料参照)に基づき記載する。  
※レポートの詳細は受講決定通知にて案内する。
- 10.課題提出期限 2021年12月20日（月）必着
- 11.合格発表 可否については検定委員会による審査を行い2022年2月初旬ごろ郵送にて通知する。  
※合格の場合、指導者登録手続きを行うことで、中級障がい者水泳指導員となる。
- 13.その他 中級資格修得講習会(実践講習会)はコロナ禍のため実施未定。
- 14.問合せ先 一般社団法人日本パラ水泳連盟 研修会担当  
メール：[jpsf-kensyu@paraswim.jp](mailto:jpsf-kensyu@paraswim.jp)

## 指導計画のポイント

